## 博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科

**論文題目**: 地方自治体における住民の個人データの利用と保護のあり方

- 世帯単位による個人データの利用実態に着目して -

申請者 : 瀧口樹良

審査委員会 : 主査 教授 林 紘一郎

副查 教授 湯淺 墾道

副查 札幌大学教授 浅野 一弘

副査 教授 土井 洋

## 1. 論文内容の要旨

IT 化の進展や電子政府の要請に伴って、個人データの流出等によるプライバシーの侵害が懸念されている。個人情報保護法や番号法には、こうした懸念を解消する手続的保障があるが、その前提は「個人」の権利を保障することにおかれている。一方、行政サービスは「世帯」を単位に提供されるものが多い(特に社会保障の給付関係)が、この面での検討はほとんどなされていない。そこで著者は、「個人」を基本としながらも、「世帯」単位で事務を扱う局面では、どのような手続的保障が必要であるかを考察し、自治体の実務を踏まえた「利用と保護の両立の在り方」として4つの基本方針を立て、それに基づいて「総合世帯情報台帳」と「本人通知制度」という2つの具体案を提示している。

## Ⅱ. 論文審査結果の要旨

本論文は、序章および6つの章と、補章で構成されている。

序章「問題設定」は、「世帯」単位の利用が具体的に問題になるケースを例示するとともに、その後の議論のために用語を定義し、併せて論文の全体像を紹介する導入部である。第1章「地方自治体における住民の個人データの利用方法」では、自治体の広範な業務を分類し、保有する個人データの種類や、「個人単位」か「世帯単位」かといった利用実態を分析している。

第2章と第3章は、「世帯」概念をめぐる、時系列的・制度横断的分析である。まず第2章「『世帯』の概念と課題」では、世帯概念の成立や扶養義務との関係を歴史的にたどり、その有用性と問題点(恣意的な世帯分離など)に触れている。第3章「各制度における『世帯』概念の沿革と範囲」では、住民基本台帳、地方税、医療保険、生活保護、児童関連手当のそれぞれの制度において、「世帯」がどう扱われているかを、詳細に分析している。「世帯」が同一居住・同一生計を要件とする見方(住民基本台帳処理要領)と、「同一生計」のみとするもの(健康保険法)があるなど、問題の核心に迫る。

第4章と第5章では、前2章における理論的な分析を検証すべく、著者が中心となって行なった3件の実態調査の結果を中心に議論を展開している。1つは全国の地方自治体を対象にした郵送アンケート調査で、「ひとり親家庭等医療費助成」という具体例を念頭に、個人データがどのように収集され共通されているかを調査した。他の1つは、災害時を想定した個人データの利用(外部提供)に関するもので、外部提供を是認する範情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科

囲に関する個人側と行政側の考えを調べている。最後のものは個人データを保護するための要件を把握するため、組織や団体に対する信頼感などを調査している。これらのデータに基づき、第4章「地方自治体における『世帯』単位の個人データの利用の実態と課題」では利用実態の面から、第5章「地方自治体における個人データの保護対策の実態と課題」では、保護対策の面から分析している。ここで、世帯員の個人データが必要な場合に、当該世帯構成員の同意を求める自治体と申請者本人の同意で足りるとする自治体が併存していることや、国よりも先行した個人情報保護条例を持ちながら、世帯単位の情報を把握しきれていない実態などが、明らかにされている。

第6章「地方自治体における個人データの利用と保護対策のあり方」では、前章までに検討してきた諸点を踏まえて、「個人」単位と「世帯」単位の利用が併存することが不可避とすれば、今後どのように対応すべきかについて、以下の4つの原則にまとめている。① 住民の個人データについては必要最低限しか保有しない、② 利用単位は「個人」を原則としつつも「世帯」単位を例外として是認する、③ 住民に自己情報コントロールの機会を与える、④ 「世帯」単位の利用に関しては、計量的な実態調査に基づきルールを定めること。その上で、番号法を活用した「総合世帯情報台帳」と、既に一部自治体で実施されている「本人通知制度」という、2つの具体的な提言を行なっている。

なお補章「韓国における個人データの保護対策」と参考資料「韓国の申請書の翻訳版」は、日本の制度との 近接性が高い韓国の事例についての地道な分析資料であり、今後実務に活用することが大いに期待される。

本論文は、以下の諸点で独創性があるものと考える。①「世帯」に着目した論点は、大切ではあるが重すぎるためか先行論文は皆無に近く、このテーマを取り上げた著者の着眼の良さと果断さを示している、② 問題点について、アンケート調査などにより地道な裏付けを行なっているが、調査の設計と分析は過不足なく着実に行なわれている、③ 結論部分である「総合世帯情報台帳」と「本人通知制度」という2つの提言は、一見したところ、さほど目新しいものではないが、地方自治体の業務に通じた筆者にして初めて可能な、「実務に役立つ」貴重な提言になっている。

しかし、歴史的・分野横断的記述の部分(第2章や第3章)が証明しているように、「個人か世帯か」という論議は、長い歴史と両立しがたい理念の相克の中にあり、世帯主と他の構成員との権利・義務関係の整理など、残された課題も多い。幸い筆者は引き続き自治体の情報化の過程に身を置くようであり、本論文で提起した論点が理論倒れに終わることなく、実務に生かされるよう、さらなる努力を期待したい。

## Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、平成 26 年 9 月 20 日に論文内容について口述試問を行なうとともに、これに関連する事項の最終試験審査を実施して、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。